

入札参加資格審査申請説明書

令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、次の事項に留意の上、競争入札参加資格審査申請書その他申請に必要な書類（添付書類等を含む。以下「資格審査申請書類」という。）を提出すること。

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度 令和8年度から令和15年度まで
- (2) 調達業務の名称 令和8年度和歌山県旅費システム構築委託・運用保守及び機器等賃貸借

2 入札参加資格審査申請の要件

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 次に掲げる条件を満たす者であること。

ア 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当しない者であること。

（ア） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

（イ） 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

エ 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。

オ 消費税及び地方消費税を完納していること。

カ 申請日現在において、入札に参加する業務について1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、入札に参加する業務を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

キ 入札に参加する業務に係る営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

ク 和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けていない者であること。

ケ 次の（ア）から（ケ）までのいずれにも該当しない者であること。

（ア） 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

- (イ) 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者
 - (ウ) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
 - (エ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、(ア) から (エ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
 - (カ) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - (キ) 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - (ク) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者
 - (ケ) (キ) 又は (ク) のいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについても前項の要件を満たす者であること。
- (3) 入札公告の日から過去5か年の間に旅費システムの構築業務・運用保守業務に関する契約（契約の相手方が、職員数1,000人以上の国、地方公共団体又は独立行政法人（国立大学法人及び地方独立行政法人を含む。）であるものに限る。）を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。また、当該契約を現在履行中である場合は、入札公告の日から過去5か年の間に、旅費システムの構築業務を完了しており、運用保守業務については、業務開始後1年以上誠実に履行した者であること。
- コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）について、ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又は JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。
- コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査の提出書類

- (1) 資格審査を受けようとする者は、次に掲げる申請書類を提出すること。ただし、次に掲げる書類のうち官公署の証明書に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

イ 業務概要調書（別記第2号様式）

「営業年数」欄は、創業から入札公告日までの期間（営業停止の期間がある場合は、当該休止期間を営業年数から控除する。）を記載すること。当該機関に月末満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

- ウ 業務実績調書（別記第3号様式）
- エ 役員等に関する調書（別記第4号様式）
- オ 法人にあっては、登記事項証明書
- カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- ケ 誓約書（別記第5号様式）
- コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）（別記第6号様式）
- サ 2の（3）に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し（契約の相手方の職員数が1,000人以上であることがわかるものを含む。また、構築業務と運用保守業務を別の契約としている場合は、これらの契約が同一システムに対する一連の契約であることが確認できること。）
- シ 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し
- ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し
- (2) 「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱」に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果について」の写しの提出をもって（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができる。
- (3) （1）のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間等

- (1) 資格審査申請書類については、令和8年8月21日（金）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に受け付ける。
なお、郵送による場合は、書留郵便により令和8年9月4日（金）午後5時までに必着するように行わなければならない。
- (2) 申請書類の受付は次の場所で行うものとし、郵送による場合は次の場所に送付すること。
和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館 1 階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3288
ファクシミリ番号 073-423-3502
e-mail e1201003@pref.wakayama.lg.jp

5 申請書類の提出部数

申請書類の提出部数は、1部とし、その写し1部を添付するものとする。

6 申請書類に関する質問の受付及び回答

- (1) 申請書類の作成等について質問がある者は、令和8年8月21日（金）午前9時から同月31日（月）午後5時までの間に和歌山県会計課に対して、別紙「質問申出書」により書面等（ファクシミリ及び電子メール e1201003@pref.wakayama.lg.jp を含む。）により質問を行うものとする。
- (2) （1）の質問に対する回答は、令和8年9月3日（木）までに質問者に回答するものとし、そ

の内容については、仕様書を交付した者に対して、提出された入札説明書別紙1（仕様書に係る誓約書）に記載された電子メールアドレスあてに同日までに送信することにより公表するものとする。

7 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和8年9月15日（火）までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

なお、競争入札参加資格審査結果通知書は、その後の入札において必要となるので大切に保管するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について書面により説明を求めることができる。この場合において、書面の規格はA4判とし、その様式は自由とする。
 - ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内とする。
 - イ 提出先 4の（2）の受付場所と同じとする。
 - ウ 提出方法 書面は、持参により提出しなければならないものとし、それ以外での提出方法は認めないものとする。
- (2) （1）の説明を求めた者に対する回答については、（1）の書面を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

9 その他留意事項

- (1) 資格審査申請書提出後又は資格発効後、次に掲げる事項に該当する変更があった場合には、直ちにその旨を届け出るものとする。
 - ア 事業者の商号又は名称を変更したとき。
 - イ 法人の代表者に変更（役職名のみの変更を含む。）及び個人の氏名に変更があったとき。
 - ウ 法人の役員に変更（役職名のみの変更を含む。）があったとき。
 - エ 事業者の主たる事務所の所在地（電話番号及びFAX番号を含む。）を変更したとき。
 - オ 代理人に関する事項（代理人の職氏名並びに代理人が所管する支店等の名称及び所在地（電話番号及びFAX番号を含む。））に変更があったとき。
 - カ 使用印鑑を変更したとき。
 - キ 県への役務の提供等を希望する支店、営業所等に関する事項（名称及び所在地（電話番号及びFAX番号を含む。））に変更があったとき。
 - ク 業務に必要な許可、登録、資格等の保有状況に変更があったとき。
 - ケ 営業規模を著しく変更したとき、及び法人にあっては、資本金に変更があったとき。
 - コ 営業所の休止又は廃止をしようとするとき。
 - サ 所定の民事再生、会社更生又は会社整理の事態に該当するに至ったとき。
- (2) 申請に必要な添付書類のうち一つでも不足があれば、受理できないので十分確認の上、提出するものとする。
- (3) 申請書類の作成及び入札参加資格審査申請に関する必要な一切の経費は、申請者の負担とする。
- (4) 提出期限以降の申請書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (5) 申請書類は、返却しないものとする。
- (6) 申請書類作成に当たり使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (7) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、その入札参加資格審査申請は無効とする。